

手数料の返金規定表

紹介者本人が就任後6カ月以内に辞職した場合には以下の返金規定表に基づき返金いたします。

※紹介手数料を一括請求の場合

在籍期間	返 金 規 定
1ヵ月未満	全額返金
1ヶ月以上～2ヶ月未満	紹介手数料の6分の5を返金
2ヶ月以上～3ヶ月未満	紹介手数料の6分の4を返金
3ヵ月以上～4ヶ月未満	紹介手数料の6分の3を返金
4ヵ月以上～5ヶ月未満	紹介手数料の6分の2を返金
5ヵ月以上～6ヶ月以内	紹介手数料の6分の1を返金
6ヵ月を超える	返金なし

※紹介手数料の月毎の請求の場合

非常勤など、毎月の勤務実績による請求の場合は、返金はありません。

【上記の範囲内で、個別に求人者等と定めます。】

許可番号 厚生労働大臣許可 40-ユ-010187

事業所の名称及び所在地 株式会社 ドクター・エージェント
福岡市中央区荒戸1丁目1番3号
大濠JOYビル5階

株式会社 ドクター・エージェント東京支社
東京都港区高輪4丁目24番58号
2階C区画Bルーム